

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年10月1日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100513 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100099 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の A 社における雇用保険の被保険者資格取得年月日は、平成 20 年 7 月 1 日となっており、オンライン記録により確認できる請求者の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日と一致していることが確認できる上、請求者は、請求期間については国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求期間に A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 17 人に照会し、5 人から回答があったものの、請求者の同社における入社年月日を記憶している者はおらず、請求者の請求期間に係る勤務を確認できない。

さらに、A 社の元事業主に照会を行ったものの、回答を得ることができず、同社の元取締役は請求者のことは記憶しているものの、請求期間当時の資料はなく、同社への入社時期及び請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かについても不明である旨陳述しており、請求者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。